

業 務 実 施 計 画

1. 商号又は名称	
2. 高額電子移転可能型前払式 支払手段の名称	

3. 高額電子移転可能型前払式支払手段に係る前払式支払手段記録口座に記録される未使用残高の上限額	円
4. 高額電子移転可能型前払式支払手段の種類	① 残高譲渡型前払式支払手段 ② 番号通知型前払式支払手段 ③ 第5条の2第2項に定める前払式支払手段
5. (①残高譲渡型前払式支払手段) 移転が可能な1件当たりの未使用残高の額	円
6. (①残高譲渡型前払式支払手段) 移転が可能な1月間の未使用残高の総額	円
7. (②番号通知型前払式支払手段) 前払式支払手段記録口座に記録が可能な1件当たりの未使用残高の額	(円 円)
8. (②番号通知型前払式支払手段) 前払式支払手段記録口座に記録が可能な1月間の未使用残高の総額	(円 円)
9. (③第5条の2第2項に定める前払式支払手段) 前払式支払手段記録口座に記録が可能な1月間の未使用残高の総額	円
10. (③第5条の2第2項に定める前払式支払手段) 第5条の2第2項第2号の権利に関して代価の弁済に充てること又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することが可能な1月間の未使用残高の総額	円

(記載上の注意)

1. 「高額電子移転可能型前払式支払手段に係る前払式支払手段記録口座に記録される未使用残高の上限額」に関する参考書類として、第16条第7号に掲げる書類を添付すること。
2. 「高額電子移転可能型前払式支払手段の種類」は、発行する高額電子移転可能型前払式支払手段の種類の番号を○で囲むこと。
3. 残高譲渡型前払式支払手段を発行する場合には、①残高譲渡型前払式支払手段に係る額は、移転に当たり移転元の前払式支払手段記録口座から減少する額を記載すること。
4. 第5条の2第1項第2号の「残高譲渡型前払式支払手段のうちその発行を受けた者に関する情報を発行者が管理することとなるもの」に該当する番号通知型前払式支払手段を発行する場合には、それに係る額を②番号通知型前払式支払手段に係る額の()書きに記載すること。
5. 発行する高額電子移転可能型前払式支払手段が複数ある場合には、その名称ごとに記載すること。
6. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第1面の次に添付すること。

(第2面)

11. 高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法

(1) システムの概要

--

(2) システムの設置場所及びデータの保管場所

- ・ システムの設置場所

- ・ バックアップシステムの有無及び設置場所

- ・ バックアップデータの保管の有無及び保管場所

(記載上の注意)

1. 「システムの概要」は、前払式支払手段発行者が管理する各システム（取引システム、顧客管理システム及び社内システム等）の関係性と、連携先（銀行、クレジットカード会社及び加盟店等）との接続関係の概要についても記載すること。
2. 「システムの設置場所及びデータの保管場所」は、クラウドサービス等を利用している場合には、おおよその所在地の記載で可とする。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。
4. 高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務を行うために使用する電子情報処理組織の管理に係る社内規則等を添付すること。

(第3面)

12. 犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等を確保するために必要な体制に関する事項

(1) 経営管理（管理体制）

(2) 取引時確認の措置

--

(記載上の注意)

1. 「経営管理（管理体制）」は、取引時確認等の措置並びにマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインに記載の措置を適切かつ確実に行うための管理体制（部署又は役職等）について記載すること。
2. 「取引時確認の措置」は、犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第1項に規定する取引に際して行う確認の方法について記載すること。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。
4. 記載した事項について定めた社内規則等のほか、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）第32条第1項第1号に規定する特定事業者作成書面等、犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等の対策に係る社内規則等を添付すること。
5. 導入済又は導入予定の犯罪による収益の移転防止及びテロリズムに対する資金供与の防止等に資する取引モニタリングシステム及びフィルタリング・スクリーニングシステムの名称並びに導入時期又は導入予定時期について記載した書面を添付すること。

(第4面)

13. 第23条の3第1号及び第2号に掲げる措置を講ずるために必要な体制に関する事項

(1) 防止すべき不適切な利用の類型

--

(2) 前払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置

--

(3) 不適切な利用が疑われる取引を検知するための体制

(4) 不適切な利用が疑われる取引を行っている者に対する利用停止等の対応及び原因取引の主体や内容等についての必要な確認を実施するための体制

(記載上の注意)

1. 「防止すべき不適切な利用の類型」は、例えば、公序良俗を害するような不適切な取引に利用される場合など、想定される前払式支払手段の不適切な利用について記載すること。
2. 「前払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置」は、次の措置について、具体的に記載すること。
 - ① 移転や前払式支払手段記録口座に記録が可能な未使用残高の上限額の設定など、不適切な利用を防止するための適切かつ有効な未然防止策
 - ② その他前払式支払手段の不適切な利用を防止するための措置
3. 第5条の2第1項第2号の「残高譲渡型前払式支払手段のうちその発行を受けた者に関する情報を発行者が管理することとなるもの」に該当する番号通知型前払式支払手段を発行する場合であっても、第23条の3第2号に掲げる措置を記載する必要があることに留意すること。
4. 発行する高額電子移転可能型前払式支払手段が複数ある場合には、その名称ごとに記載すること。
5. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。
6. 記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。

(第5面)

14. 高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針

(記載上の注意)

1. 次の内容を記載すること。

- ① 高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償の有無
- ② ①の補償が「有」の場合には、その補償の内容（補償の要件がある場合には、当該要件を含む。）及び補償手続の内容
- ③ ①の損失についてその補償以外に対応を行う場合には、その内容
- ④ ①から③までの内容を実施するための体制

2. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第5面の次に添付すること。

3. 記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。

(第6面)

15. 高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合にあっては、当該業務に関し高額電子移転可能型前払式支払手段の利用者以外の者に損失が発生した場合における当該損失の補償その他の対応に関する方針

--

(記載上の注意)

1. 次の内容を記載すること。

- ① 高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務に関し高額電子移転可能型前払式支払手段の利用者以外の者に損失が発生した場合における当該損失の補償の有無
- ② ①の補償が「有」の場合には、その補償の内容（補償の要件がある場合には、当該要件を含む。）及び補償手続の内容
- ③ ①の損失についてその補償以外に対応を行う場合には、その内容
- ④ ①から③までの内容を実施するための体制

2. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第6面の次に添付すること。

3. 記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。

(第7面)

16. その他高額電子移転可能型前払式支払手段の利用者の保護を図り、及び高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するための重要な事項

--

(記載上の注意)

必要に応じ、記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。